

## 令和7年度 第3回 岡崎市国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 令和8年2月5日(木) 13時30分～14時34分

2 場 所 岡崎市役所西庁舎7階 701号室

3 出席者

(1) 委員

ア 被保険者代表

塩澤昭治 加藤智子 高橋京子 牧野由紀子 川喜田美栄子

イ 保険医・薬剤師代表

金子佳史 大島陽太 高村俊史 鶴田啓

ウ 公益代表

鈴木雅子 金山直樹 前田麗子 山村栄

エ 被用者保険等保険者代表

永井立美

※ 定員の過半数以上出席のため、会議成立

(2) 理事者及び事務局

福祉部長 青山潤子

国保年金課長 小原雄三

国保年金課副課長 鈴木幸宏 米津栄蔵

主任主査 渡部幸子 鈴木理香 服部賢二 鈴木勝道 岩瀬拓生

主査 三浦理絵

4 会議傍聴者

0名

5 議事内容

(事務局)

本日は、お忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から会議を始めさせていただきます。なお、本協議会につきましては公開扱いとなっておりますが、本日傍聴希望者はお見えになりません。また本日の会議終了時刻は15時を予定しております。皆様のご協力をよろしく申し上げます。

それでは会議に入ります。岡崎市国民健康保険運営協議会規程 第4条により、議長を前田会長にお願いいたします。

(議長)

それでは、ただいまから議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議に欠席の連絡がありました委員の報告をいたします。欠席の委員は、小出委員と鈴木英樹委員と名波委員です。まだ、お見えになっていない委員もごさいますが、岡崎市国民健康保険規則第3条第1項による定足数に達していますので、会議は成立します。では、ただいまから令和7年度 第3回岡崎市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本会議の議事録署名者の選出でございしますが、前例により私から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

御異議ないようですので、議事録署名者は山村委員と高橋委員をお願いいたします。それでは、議題1の令和8年度国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算概要について（報告）、事務局から説明願います。

(事務局)

それでは、議題1 令和8年度国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算概要についてのご説明をいたしますので、資料1ページをお願いします。

表の1番上、国民健康保険の状況等について説明いたします。令和8年度は制度改正としまして、1点目及び2点目に挙げさせていただいておりますが、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ、軽減判定の基準拡大が予定されています。後程議題2にて説明させていただきます。3点目、前回の運営協議会で議題に挙げさせていただきましたが、令和8年度より子ども・子育て支援納付金分が新設されます。4点目、出産育児一時金の財源のうち、3分の2を一般会計から繰入れていましたが、令和8年度から廃止となります。そのため、出産育児一時金にかかる費用については、後期高齢者医療制度からの拠出金と保険料で賄うこととなります。5点目、2025年度税制改正により給与所得控除の引上げが行われたことによって、保険料率を算定する際の被保険者の総所得が減額となることが見込まれ、料率への影響が懸念されます。6点目、令和7年度の納付金算定から年齢調整後の医療費指数反映係数が0.2ずつ調整されてお

りますが、令和8年度は $\alpha = 0.8$ から $\alpha = 0.6$ に設定されました。

続きまして、令和8年度の国民健康保険事業特別会計に係る予算案です。予算見積総額は、330億175万円、前年度より4億9,738万7千円の増です。財源の内訳として国支出金が2千円、県支出金が221億6,778万6千円、保険料等のその他が76億9,550万8千円となっております。基金からの繰入れを除いた一般会計からの繰入金は28億8,845万3千円で前年度より3億588万2千円の減となっております。

それでは、歳入より主なものを説明いたします。1款：国民健康保険料は、予算見積額75億9,774万3千円で前年度より1億2,322万6千円の増となりました。保険料は国民健康保険事業費納付金を収める財源となるものですが、令和8年度より子ども・子育て支援納付金分が新設され、国民健康保険事業費納付金が増となったことで増額となっております。5款：県支出金は、予算見積額221億6,778万6千円で前年度より4億9,988万1千円の増となりました。医療費等の保険給付費の財源となる普通交付金は、歳出側の保険給付費が増となったことで増額となっております。7款：繰入金は、予算見積額31億3,845万3千円で前年度より1億5,588万2千円の減となりました。出産育児一時金繰入金の廃止により予算計上をしないことも減額要因の1つとなっております。国民健康保険財政調整基金につきましては、出産育児一時金の一般会計からの繰入廃止と給与所得控除引上げなどによる保険料率の増加抑制を目的に、2億5千万円を予算計上しております。

続きまして歳出について主なものを説明いたします。1款：総務費は、予算見積額5億8,151万1千円で前年度より1億5,121万2千円の減となりました。システム標準化の対応に係る費用が減額となったことが主な要因となります。2款：保険給付費は、予算見積額219億9,418万円で前年度より4億6,709万1千円の増となりました。療養給付費は診療報酬改定率が示されたことにより増額となっております。高額療養費につきましても1人当たりの見込み額が大きく増加し増額となりました。3款：国民健康保険事業費納付金は、予算見積額99億8,371万4千円で前年度より1億5,587万3千円の増となりました。これは県からの提示額が増となったためですが、子ども・子育て支援納付金分が新たに新設されたことにより増額となっております。

令和8年度予算の概要については以上です。予算案につきましては、今後、3月議会に上程し審議の予定となっております。

おめくりいただきまして2ページをお願いします。2令和8年度国民健康保険事業費納付金等についてです。

保険料算定の基となります国民健康保険事業費納付金について説明します。

(1) 納付金と保険料の関係です。県が算定した国民健康保険事業費納付金を支払うため市は保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。納付金は医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分に、令和8年度から新たに子ども・子育て

て支援納付金分が追加され4本立てとなっております。

(2) 市町村ごとの納付金額及び保険料の算定の考え方です。医療分について、表にそって①より説明いたします。①で、被保険者数や医療費などの推計をもとに県全体の保険給付費を県が推計します。②の段階は、①の額から国・県が負担する公費等を控除して市町村に割り振る県全体の納付金を県が算定します。次に③の段階で、②の額を市町村ごとの被保険者数及び所得総額の県全体に占める割合により按分して各市町村の納付金を県が算定します。次に④の段階ですが、市町村は③により決定した納付金に保健事業費等の保険料で賄う費用を加算し、市町村に直接交付される交付金等の費用を控除して市町村ごとの保険料必要額を算定します。

続きまして3ページをお願いします。(3) 納付金算定結果について説明いたします。上段の表をお願いします。2ページの(2)の①②の手順で算定した結果、令和8年度に県全体に必要な納付金は、後期高齢者支援金等分と介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分を含め2,015億円で、前年度と比較し34億円の増となりました。また、被保険者1人当たりの納付金額は177,502円で前年度と比較し8,412円の増加で伸び率は104.97%となりました。

令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が新設されたことにより、1人当たりの納付金額は増額しています。また、県は納付金を算定する過程で、納付金の引下げに活用可能な決算剰余金を活用し増加を抑制しましたが、1人当たりの納付金額は増額となっております。参考として、子ども・子育て支援納付金分を抜いた医療分・後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の3本立てで前年度と比較しますと、納付金総額は1,972億円となり、9億円の減でした。被保険者数の減少により納付金総額は減少していますが、診療報酬改定率が示され保険給付費が増となるなど、1人当たりの納付金額は173,643円で、4,553円の増額となっております。

続きまして下段の表です。2ページ(2)の③の手順で算定した結果、本市の国民健康保険事業費納付金は、後期高齢者支援金等分と介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分を含め99億8,371万4千円で前年度と比較し1億5,587万3千円の増となりました。また、被保険者1人当たりの納付金額は178,367円で前年度と比較して9,828円の増加で伸び率は105.83%となりました。本市におきましても、子ども・子育て支援納付金分が追加されたことや、令和7年度の納付金算定から納付金ベースの県内統一を一部反映したことによる影響などもあり、納付金総額と1人当たりの納付金額は増額となっております。また、こちらも参考ですが、子ども・子育て支援納付金分を抜いた医療分・後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の3本立てで前年度と比較しますと、納付金総額は97億6,114万3千円となり、6,669万8千円の減でした。また、1人当たりの納付金額は174,390円で、5,851円の増額となっております。

議題1についての説明は以上となります。

(議長)

説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問はございませんか。

(委員)

1人当たり納付金は大体分かったところで、今回一番大きいのは、やはり新設される子ども・子育て支援納付金かなと思いました。結果的に、被保険者に係る保険料はどういう傾向になるのか。(子ども・子育て支援納付金が)なかった場合もご説明いただきましたが、全体的にどういう傾向、保険料は上がるのかどうか、どの層が上がるのか分かれば教えてください。もう1つは、今回も基金を前年度より多く繰入れていただいて、保険料の負担軽減に少しですが寄与しているのかと思いますが、その点の努力と、あと国や県から保険料に対する補助金みたいなものがあるのかないのか教えてください。

(事務局)

現段階では、保険料率算定時の所得状況、被保険者数、世帯数などが確定しておりませんので確定的な料率をお示しすることはできませんが、「見込み賦課総額」を「見込み被保険者」で割り戻した「単純一人当たり保険料」でお答えします。介護納付金分を含む3本立てで、令和7年度の予算額は175,719円でした。令和8年度については、180,230円となり伸び率は102.6%となります。こちらに子ども・子育て支援納付金分を含めると、1人当たり保険料が183,935円となりますので、前年度の3本立てと比較しますと104.7%となります。続きまして、保険料を下げるために国や県から補助金を入れたかどうかですが、令和8年度に新規でというものはありません。例年、賦課総額を計算する際に国や県からの交付金は入れております。

(事務局)

補足でご説明させていただきますと、基金の方の繰入れにつきましては従前からの説明にもなりますが、愛知県の1人当たりの保険給付費の伸び率が年3%程度であることを踏まえまして、本市におきましても子ども・子育て支援納付金分と介護納付金分を除いた1人当たり保険料の伸び率が前年度比3%となるように基金を投入することを基本として考えております。それプラス、今回のような税制改正ですとか出産育児一時金の繰入金金の廃止といったイレギュラーな状況もありますので、そこにつきましては基金の残高を考慮しながら対応については検討していきたいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。1ページの歳入のところで繰入金が前年度 32 億から令和 8 年度は 31 億で 1 億 5 千 5 百万減となっていますが、その右の説明では基金の繰入金は 1 億 5 千万増となっていて繰入れは増えています。全体の繰入金が減っているのはどうしてですか。

(事務局)

繰入金の中には、出産育児一時金の繰入金や他の繰入金がございます。歳出の総務費がシステム標準化対応にかかる費用等の絡みで前年度と比べて減となっております。職員給与費等繰入金というものありまして、この繰入金が歳出の絡みで減っていること、出産育児一時金繰入金が減ったことで、基金の繰入金は 1 億 5 千万増えています。1 億 5 千万ほど減ったという結果にはなっております。

(委員)

先ほど説明いただいた、1人当たり保険料の割り返しで、子ども・子育て支援納付金分を入れなくても 102% 値上げになった。一部の国会議員等の国保逃れという本当に由々しき事態もあるぐらい、やっぱり国保料が高い。県の方の給付の伸びの 3% を見込まなければならないという事実はありますけど、やはりまた増えていくんですね。基金の繰入れもしていただいています。原因は給付費の増の被保険者の減少ということで考えてよかったですか。本当はもっと減らしてほしいと私は思いますが。

(事務局)

1人当たりの医療分はどうしても伸びているところに診療報酬の改定率が大きく示されておりますので、そういった影響で増えております。

(委員)

1ページ目に一般会計繰入額があります。国の方から各市町村に一般会計からの繰入れは極力なくしていくようにと話が出ていると思うんですが、この中に法定繰入のものはいいと思いますが、法定外の繰入れ、いわゆる赤字補填目的のようなものももし入っているとすると、本来それはゼロにしていきなさいというの国の方針で出ていると思うので、この予算、本当は決算のときでないといかんと思いますけど、予算ベースだと安全サイドを見込んでいるので多少入れているんじゃないかと思うんですが、それはどのくらいの規模で入れておられるかを教えてください。

(事務局)

いわゆる赤字の部分は4億5,494万3千円となっております(後程金額訂正あり)。

(委員)

予算ベースで一旦入れているということですが、参考までに前年などの最終決算のときに赤字補填目的の一般会計繰入は実際に発生しているかどうかも教えていただけますか。

(事務局)

決算ベースでは赤字目的の一般会計からの繰入れは行っておりません。

(委員)

歳出4款保健事業費ですが、医療費が増加傾向にあるのは抑えきれないと思うので、何とか増加抑制をしようと思うと、本来我々被用者保険の世界では、加入者の人たちにきちっと特定健診とか受けてもらって、早めに異常があれば早めに処置をして大きな医療費がかからないようにするという防御策みたいなことを一生懸命やります。特定健診や特定保健指導ということを一生涯やっているんですけど、我々のような被用者保険の実施率と比べると市町村国保の特定健診の受診率は極めて低いし、特定保健指導の実施も極めて低いので、本当に市民の人に健康でいてもらおうっていう取組みがまだまだ弱いように見えます。これは国保年金課の皆さんだけの力で何とかなるものではないと思うので、これは市を挙げて本気でそういうことをやるつもりがあるのかなのか。これはどういう方針で、目標は高く掲げておられると思いますが、具体的にどうやってそれを実践していくのかというところで、何か計画があれば教えてほしいですし、具体的にないとしても国保以外に市全体で、これは議員の皆さんとか行政も一緒になってやっていく話だと思うんですけど、そこの辺り、何か考えがあれば教えていただけますか。

(事務局)

被用者保険に比べて自治体国保の実績が低いことは重々承知しております。特定健診の体制ですと、年に1回がん検診を受けていただきたい検診で、早く見つけることによる医療費の抑制効果もあるかと思えます。がん検診も一緒に受けられる体制については、岡崎市は構築できておりますので、そういった取組みに関しては、加入者一人ひとりに通知を出して、年度の途中には多くて3回程、未受診勧奨をやっております。

あとは、今年度から事業主の方で健診を受けてみえる方も多少はおられますので、そういった方の実態把握で本人や、例えば職業団体の方に情報をいただいて、連携ができるところがないかということ、今年度は模索しております。

特定保健指導についても、対象になった方で受けてみえない方については、なるべく受けていただけるよう定期的に通知を出しています。あとは健診当日も声掛けを積極的に医師会と連携しながら、市職員も含めてやらせていただいておりますので、少しずつですが、実績が伸びてきている状況も見て取れますので、もうしばらく見ていただけるとありがたいと思っております。

(議長)

他に御質問はございませんか。

(委員)

子ども子育て支援金は市町村によって金額は決められますみたいな感じであったかと思います。友人に、この度税金（子ども子育て支援金）が国保に加わることを知っているか聞きましたが、誰一人として知らないと言っていました。まもなく確定申告がありますが、その金額によって市県民税、国保などが計算されて納付書の形で請求がきます。そこに多分細かい字でこれ（子ども子育て支援金）が加わるので加算になりましたっていう紙が添付されてくるのかなと思うんです。でも一般の庶民は、納付書だけ見て、また上がったね、で終わっちゃって細かく知る人は少ないんじゃないかなってすごく思うんです。この場で言っているのか分かりませんが、子ども支援のお金はやっぱりここ（国保）から取らなくちゃいけないですか。所得によっては安い金額になるかもしれませんが、少しのお金でも増税につながるっていうのはもう仕方のないことかもしれませんが、なんだか安易だなと思います。保険料の金額はまだこれからだとは思いますが、算定はどういう仕組みになっているのか、見込みはいかなものか教えてください。

(事務局)

国民健康保険で徴収することは、すでに国で決まっていることなのでどうすることもできません。誤りがないように賦課・徴収をさせていただきます。このあと議題2の条例改正で、子ども子育て支援金につきましてはご説明をさせていただきますので、そこで疑問や意見等ございましたら改めて聞いていただきたいなと思います。賦課額については、これから算定するところですので明確にお答えはできませんが、1人当たり単純保険料で申し上げますと、1年で3,705円ですので、ひと月あたりは308円。あくまでの平均というところでご

了承ください。

(事務局)

補足ですが、私どもとしましては、やはり市民の皆さんにきちんと知っていただくため、市政だよりですとかホームページや健康保険料の通知など、説明等を幅広くさせていただきますので、届きましたらお目を通していただけるとありがたいと思いますし、御存じない方には、ここに載っていたよと、ぜひ言っていただけると助かります。よろしく願いいたします。

(議長)

他に御質問はございませんでしょうか。

(委員)

歳出の予算内容で諸支出金という形で保険料還付がありますけど、民間の健康保険組合ですと特定健康診断若しくは特定保健指導のところで達成率を見られて、達成しないとペナルティを支払ったりするんですけど、それは国民健康保険であるのでしょうか。

(事務局)

そういったものは諸支出金には入っておりません。

(委員)

まず国民健康保険について、特定保健指導、加入者の方がある程度その目標値があって、達成しないときに何かペナルティというのはありますか。

(事務局)

健診の受診率で目標値が達成できなかった場合、特段ペナルティはありません。

(委員)

そうなると、保険料の今後の抑制という部分で特定健診などをやっていますが、これは加入者の方が受けようが受けまいがフォローは目標値を前も定められていましたが、そこを達成する、しないというのは影響ない。極力それを目標値としてやっていく。その結果によって、おそらくこれだけ今後の医療費の上昇は抑えられるだという仮説で目標設定されているという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

目標値とは受診率のことになるかと思いますが、特定健診・特定保健指導の保健事業をやるにあたって、データヘルス計画という事業計画をたてます。6ヵ年計画となりますので、6年後の計画として健診受診率の目標値はこのパーセントとしてくださいというのは国のほうから指針が出ており、それが60%です。国保がそのくらいの受診率になれば、医療費に対して何等かの反映ができるということを示されていると思います。

(委員)

前回の会議で受診率や目標値を設定されていまして、その数字をまずは目指していくという意味合いってことですよ。

(事務局)

受診率に関しては、計画を達成できるように事業は行っていきます。またペナルティは特段発生しません。

(事務局)

補足ですが、保険者努力支援というのがございまして、(受診率が)高ければ評価を受けます。他市との兼ね合いがありますので他市が伸ばしてくると岡崎市が下がってしまうケースも中にはありますが、そういったところに反映されるお金が存在しているのをご理解いただけたらと思います。

(議長)

他にご質問はございませんか。

(委員)

保険者努力支援制度の話ですが、特定健診などをやればポイントがついて国から補助金がでるとのことだと思いましたが、岡崎市としてどういったことをやっていく計画になっているのか教えてください。

(事務局)

保健事業としてやっていく計画ですと、11月の運営協議会でもご報告させていただきましたが、特定健診の受診率向上事業、特定保健指導の利用率向上事業、重症化予防事業や、糖尿病性腎症の重症化予防事業などの各事業についてやっていく予定でいます。

(委員)

具体的に計画をたてていらっしゃるということによろしいですか。

(事務局)

はい。令和8年度の予算要求段階で、こういった事業を実施していくかを踏まえて予算要求しております。

(委員)

過去において、そういったことで補助金がいただけたという実例はあるのでしょうか。

(事務局)

やってことに対して補助金はいただいております。

(委員)

最終的に保険料の減額に繋がっていく可能性があるかと思いますが、実際減額に繋がった事実はありますか。

(事務局)

毎年保険者努力支援金については、保険料の上昇の抑制に活用させていただいております。

(委員)

予算内容の内訳にそういったところ書かれていないので、できればいれていただけるといいかなと思います。

(事務局)

御意見として承ります。また改善させていただきます。

(事務局)

訂正させていただきます。先ほど、赤字のために一般会計からの繰入れをしていないかという御質問で金額をお伝えしておりますが、すべてが赤字補填の繰入れではなく、市町村独自で実施しております減免や福祉医療による減額調整分は赤字補填とは見なされておられません。そちらの金額を除きますと、実際の赤字分は、予算上で1億5,152万8千円となります。訂正は以上です。

(議長)

他に、御質問はございませんでしょうか。では、次に議題2に移ります。議題2は岡崎市国民健康保険条例の一部改正について(報告)です。事務局から説明願います。

(事務局)

議題2 国民健康保険条例の一部改正について説明させていただきます。今回の改正は、いずれも国の制度改正に併せて行うものとなります。主な改正3点について順次説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。

1点目です。令和8年度より新設となりました子ども・子育て支援金制度について説明いたします。令和6年に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、子ども・子育て支援納付金分を徴収することとされることに伴い、国民健康保険法施行令と国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令が改正されます。これを受けて、本市においては、令和8年度より適切な賦課を行うため岡崎市国民健康保険条例の改正を行います。

主な改正内容について、説明させていただきます。保険料の納付義務者に子ども・子育て支援納付金分を追加します。賦課額は、医療分等と同様に「所得割」「均等割」「平等割」の合計額で、料率は他の保険料率と合わせ令和8年7月上旬に告示予定です。子ども・子育て支援納付金分は、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者が対象となり、18歳未満の均等割額については、10割軽減措置となります。子ども子育て支援納付金分賦課限度額は3万円となります。減額については、低所得者に適用される軽減制度2割・5割・7割軽減や保険料の減免制度(市民税非課税等)は適用されます。

子ども・子育て支援納付金分を含めたモデルケースについては、現行システムの制度改正対応が令和8年3月にリリース予定であり、現時点では料率試算が行うことができないためお示しすることはできません。ご了承ください。

続きまして2点目、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについて説明いたします。資料の4ページ中段をご覧ください。

(1) 改正内容です。限度額の引き上げについては、高所得者層にも応分の負担を求めることで、負担感が重い中間所得者層の負担上昇をできる限り緩和する考えにより、段階的に限度額を引き上げる運用上のルールが平成27年度から設けられており、今回は医療分が66万円から67万円に引き上げます。後期高齢者支援金分及び介護分は、そのまま据え置きで変更はございません。

今回の改正により、医療分、後期分、介護分の最高限度額の合計は109万円

から 110 万円となります。なお、子ども・子育て支援納付金分を含めると最高限度額は 113 万円となります。

次のページをお願いします。(2) 改正の影響です。令和 7 年 12 月末時点の被保険者と所得状況により試算しますと、医療分では引き上げ前は 908 世帯が限度額を超えると試算しましたが、限度額引き上げ後は 878 世帯が限度額を超えるという試算となっております。

最後に 3 点目 低所得者に係る国民健康保険料の軽減の拡充について説明いたします。資料の 5 ページ中段をご覧ください。

(1) 改正内容です。国民健康保険では、低所得者の軽減措置として、所得に応じて均等割・平等割を 7 割、5 割、2 割軽減する仕組みがあります。軽減基準額については、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、経済動向等を踏まえて見直す慣例があり、見直し幅については政府が消費者物価などを総合的に勘案して決定しております。今回の見直しにより、2 割軽減及び 5 割軽減に対して、軽減対象の所得基準を引き上げます。国民健康保険に加入している被保険者等の人数に乗じる額を 2 割軽減世帯は現行の 56 万円から 57 万円に 1 万円引き上げ、5 割軽減世帯は現行の 30 万 5 千円から 31 万円に 5 千円引き上げます。

(2) 改正の影響です。2 割軽減の拡大によりまして、軽減対象者の範囲が広がります。5 割軽減の拡大につきましては、今まで 2 割軽減であった世帯が基準を満たせば、5 割軽減になり、軽減額が増加します。影響を、令和 7 年 12 月末時点の被保険者と所得状況にて試算いたしました。引き上げの影響につきましては、全体で 272 世帯が影響を受けます。内訳としては 2 割軽減から新たに 5 割軽減になる世帯が 91 世帯、軽減対象でなかった世帯で新たに 2 割軽減になる世帯が 181 世帯です。

6・7 ページは、限度額の引き上げ及び軽減の拡充について、モデルケースの試算結果になります。6 ページが医療分・後期分のモデルケースで、7 ページは医療分・後期分に介護分を含んだモデルケースとなります。

最後の 8 ページは、「軽減対象基準収入額比較表」をお付けしております。始めに表題の訂正をお願いします。お手元の資料の表題は「軽減対象基準収入額比較表」となっておりますが、表は税制改正の影響を含めた基準収入額を説明する資料であるため、表題を「税制改正の影響を含む軽減対象基準収入額比較表」と訂正させていただきます。それでは、比較表について説明させていただきます。令和 7 年度税制改正において、給与所得控除の見直しが行われ、給与収入額 190 万円以下であれば給与所得控除額が最大 10 万円引き上げられたことで、収入が増えた場合であっても軽減を維持することが可能となります。例として、2 人世帯の場合、2 割軽減の適用となる収入額の上限が 233 万円から 236

万円、5割軽減の適用となる収入額の上限が159万円から170万円、7割軽減の適用となる収入額の上限が98万円から108万円に拡大されます。

以上が国民健康保険条例の改正内容となります。項番1から3について、法令が改正され次第、3月議会にて上程し審議の予定となっております。

説明は、以上でございます。

(議長)

説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問はございませんか。

(委員)

今回、医療分の限度額が1万円引き上がります。先ほどの御説明の中で、高所得者に対して引上げという話がありましたが、限度額に達する所得はどれくらいになりますか。また、子ども・子育て支援納付金分ですが、この金額は国から示されたものなのか、岡崎市独自で計算したものなのかをお聞かせください。医療・後期・介護についても国から示されたものなのか、岡崎市独自で計算したものなのかをお聞かせください。

(事務局)

軽減判定所得の改正を考慮したモデルケースではございますが、介護無しの2人世帯の場合給与収入1,170万円程度、介護無しの4人世帯の場合は給与収入1,084万円程度が限度額に達することとなっております

(事務局)

歳出の国民健康保険事業費納付金の主な内容に記載させていただいております金額については、県からの指示額となっておりますので、岡崎市独自で計算したものではありません。

(議長)

他に御質問はありますでしょうか。

本日の議題はすべて終了しました。本日は、御多忙の中、岡崎市国民健康保険運営協議会の議事につきまして、慎重に御審議を賜わり、誠にありがとうございました。以上をもちまして、「令和7年度 第3回岡崎市国民健康保険運営協議会」を閉会いたします。

6 閉会の日時

令和8年2月5日(木) 14時34分 閉会

令和 年 月 日

岡崎市国民健康保険運営協議会 会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

令和7年度 第3回  
岡崎市国民健康保険運営協議会  
資 料

令和8年2月5日  
福祉部 国保年金課

# 議題 1 令和8年度国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算概要について（報告）

## 1 令和8年度当初予算（案）概要

（単位：千円）

国民健康保険の状況等	1 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ（予定） 2 軽減判定の基準拡大（予定） 3 【新設】子ども・子育て支援納付金分 4 出産育児一時金にかかる法定繰入廃止 5 2025年度税制改正により給与所得控除引上げ 6 医療費指数反映係数が $\alpha=0.8$ から $\alpha=0.6$ に変更										
	会計名	令和8年度 予算見積額	前年度 予算見積額	比較	財源内訳				一般会計繰入額		
国民健康保険事業 （事業勘定）特別会計					国	県	その他	一般財源	令和8年度	前年度	比較
		33,001,750	32,504,363	497,387	2	22,167,786	7,695,508	3,138,454	2,888,453	3,194,335	△ 305,882
予 算 内 訳	歳入				主 な 内 容（予算見積額増減理由等）						
	款	令和8年度 予算見積額	前年度 予算見積額	比較							
	1	国民健康保険料	7,597,743	7,474,517	123,226	国民健康保険事業費納付金の財源 国民健康保険事業費納付金が増となったため					
	2	一部負担金	1	1	0	存目					
	3	使用料及び手数料	22	22	0	証明手数料など					
	4	国庫支出金	2	2	0	存目					
	5	県支出金	22,167,786	21,667,905	499,881	療養給付費等の保険給付費の財源となる普通交付金など 普通交付金の見込みが増となったため 普通交付金 21,852,981千円（前年度比：487,800千円増） 特別交付金 314,804千円（前年度比：12,081千円増）					
	6	財産収入	39,233	7,477	31,756	財政調整基金利子収入					
	7	繰入金	3,138,453	3,294,335	△ 155,882	一般会計からの繰入金、基金からの繰入 基金繰入金 250,000千円（前年度比：150,000千円増）					
	8	繰越金	1	1	0	存目					
	9	諸収入	58,509	60,103	△ 1,594	保険料収入延滞金など					
	歳入合計		33,001,750	32,504,363	497,387						
	歳出				主 な 内 容（予算見積額増減理由等）						
	款	令和8年度 予算見積額	前年度 予算見積額	比較							
	1	総務費	581,511	732,723	△ 151,212	一般管理費、賦課徴収費など システム標準化対応に係る費用が減となったため					
	2	保険給付費	21,994,180	21,527,089	467,091	療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など 療養給付費の見込みが増となったため 一般被保険者療養給付費 18,768,083千円（前年度比：299,363千円増） 高額療養費の見込みが増となったため 一般被保険者高額療養費 2,872,392千円（前年度比：174,552千円増）					
	3	国民健康保険事業 費納付金	9,983,714	9,827,841	155,873	県の国民健康保険財政運営のために支払う納付金 県からの提示額増のため 医療給付費分 6,801,616千円（前年度比：16,509千円減） 後期高齢者支援金等分 2,231,854千円（前年度比：55,901千円減） 介護納付金分 727,673千円（前年度比：5,712千円増） 子ども・子育て支援納付金分 222,571千円（新設）					
	4	保健事業費	363,087	363,612	△ 525	特定健康診査、特定保健指導等の実施費用など					
	5	基金積立金	39,233	7,477	31,756	財政調整基金利子収入積立金					
	6	諸支出金	39,025	44,621	△ 5,596	保険料還付金など					
7	予備費	1,000	1,000	0	予備費						
歳出合計		33,001,750	32,504,363	497,387							

## 2 令和8年度国民健康保険事業費納付金等

### (1) 納付金と保険料の関係

愛知県の国民健康保険事業に要する費用等に充てる納付金を県に支払うために、各市町村は保険料を賦課・徴収する。



国民健康保険事業費納付金は4本立てになっている。

#### 【医療分】

国民健康保険に加入しているかたの保険給付費等の推計をもとに県が決定する。主に医療機関等を受診した時の医療費等の保険給付費に充てるもの。

#### 【後期高齢者支援金等分】

後期高齢者支援金の推計をもとに県が決定する。後期高齢者医療制度の一部を支援するもの。

#### 【介護納付金分】

介護納付金の推計をもとに県が決定する。介護保険制度を支えるために各保険者が、介護2号被保険者数に応じて負担するもの。

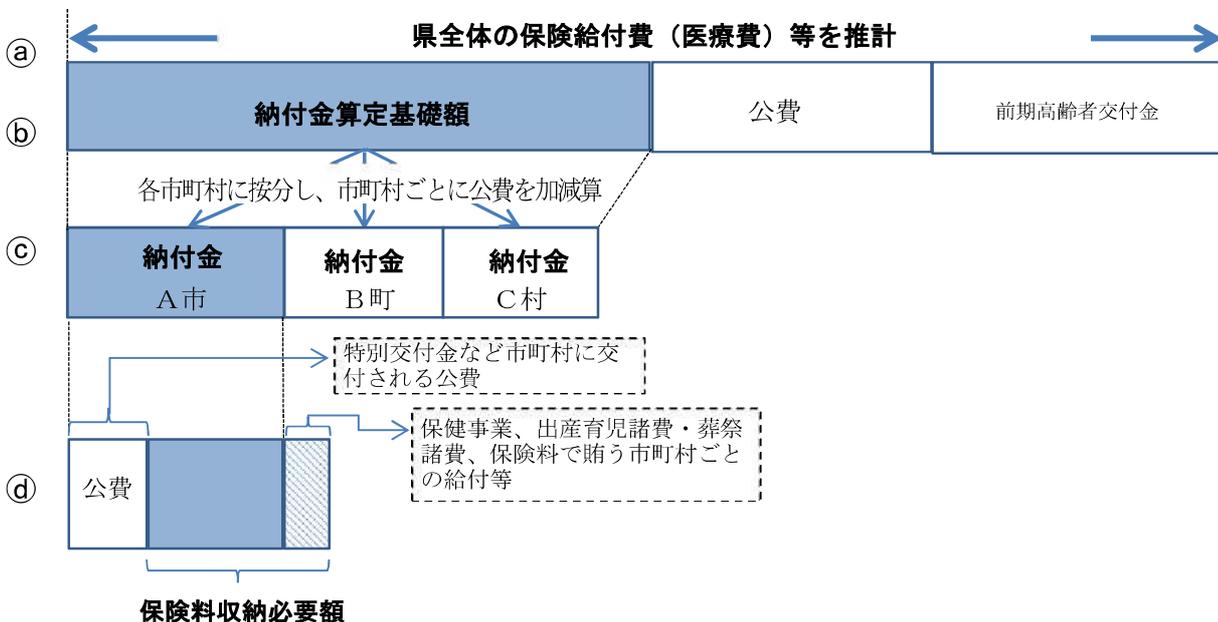
※介護2号被保険者・・・40歳以上65歳未満のかた

#### 【子ども・子育て支援納付金分】

令和8年度より新設。支援金対象費用をもとに県が決定する。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる均等割額は10割軽減措置

### (2) 市町村ごとの納付金額及び保険料の算定の考え方



### (3) 納付金算定結果について

愛知県全体の納付金算定結果は表のとおりであった。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (前年度比較)
納付金総額	2,054 億円	1,981 億円	2,015 億円 (34 億円増)
1人あたり納付金額	166,930 円	169,090 円	177,502 円 (8,412 円増)
一般被保険者数	1,230,792人	1,171,696人	1,135,625人 (36,071人減)

令和8年度の愛知県1人当たりの納付金額は177,502円となり、令和7年度と比較して8,412円の増(伸び率104.97%)となった。診療報酬改定率が示されたこと、新たに子ども・子育て支援納付金分が保険料として賦課・徴収されることなどにより、1人当たりの納付金額は増額となった。

愛知県は、公費の減少の影響による1人当たりの納付金額の伸び率を抑えるため、決算剰余金を活用することで、伸び率を抑えた。

#### 《参考》

- ・令和8年度納付金額(医療・後期・介護)：1,972億円(前年度比較：9億円減)
- ・1人あたり納付金額：173,643円(前年度比較：4,553円増、伸び率：102.69%)

岡崎市の納付金算定結果は表のとおりであった。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (前年度比較)
納付金総額	10,239,327千円	9,827,841千円	9,983,714千円 (155,873千円増)
1人あたり納付金額	165,428円	168,539円	178,367円 (9,828円増)
一般被保険者数 ※	61,896人	58,312人	55,973人 (2,339人減)

令和8年度の岡崎市1人あたり納付金は178,367円となり、令和7年度と比較して9,828円の増(伸び率105.83%)となった。

#### 《参考》

- ・令和8年度納付金額(医療・後期・介護)：9,761,143千円(前年度比較：66,698千円減)
- ・1人あたり納付金額：174,390円(前年度比較：5,851円増、伸び率：103.47%)

#### ※一般被保険者数

国が示した推計方法(コーホート要因法)により県が推計する。

コーホート要因法とは、基準日(9/1時点)の被保険者数を各年齢別・性別に分けたうえで、「自然増減(出生と死亡)」及び「純移動(資格取得・喪失)」の二つの要因を加味した移動率を乗じて算出する方法。

## 議題 2 岡崎市国民健康保険条例の一部改正について（報告）

### 1 子ども・子育て支援金制度の創設（年度内に国保法施行令改正の予定）

#### (1) 主な内容

- ①保険料の納付義務者に子ども・子育て支援納付金分を追加
- ②賦課額は医療分等と同様に「所得割」「均等割」「平等割」の合計額とする
- ③対象者は、当該世帯に属する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後である被保険者となり、18 歳未満の均等割額については 10 割軽減措置
- ④賦課限度額は 3 万円とする
- ⑤減額については、低所得者に適用される軽減制度（2 割・5 割・7 割軽減）や保険料の減免制度（市民税非課税等）は適用される

### 2 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ（年度内に国保法施行令改正の予定）

#### (1) 改正内容

国民健康保険料の基礎賦課額（医療分）に係る賦課限度額を 66 万円から 67 万円に上げます。後期高齢者支援金等賦課額（後期分）に係る賦課限度額（26 万円）及び介護納付金賦課額（介護分）に係る賦課限度額（17 万円）については据え置きます。なお、子ども・子育て支援納付金分を含めると最高限度額は 113 万円となります。

限度額	令和 7 年度	令和 8 年度	引上げ額
基礎賦課額（医療分）	660,000 円	670,000 円	+10,000 円
後期高齢者支援金等 賦課額（後期分）	260,000 円	260,000 円	0 円
介護納付金等賦課額 （介護分）	170,000 円	170,000 円	0 円
合 計	1,090,000 円	1,100,000 円	+10,000 円
子ども・子育て支援納 付金賦課額	/	30,000 円	新設
合 計	1,090,000 円	1,130,000 円	+40,000 円

(2)改正の影響

限度額引き上げの影響

(R7年12月末時点の被保険者と所得状況での試算 国保世帯 39,760世帯)

限度額超過世帯数	限度額引き上げ 前	限度額引き上げ 後	増減
基礎賦課額（医療分）	908世帯	878世帯	△30世帯
後期高齢者支援金等 賦課額（後期分）	682世帯	682世帯	0世帯
介護納付金等賦課額 （介護分）	572世帯	572世帯	0世帯

### 3 低所得者に係る国民健康保険料の軽減の拡充（年度内に国保法施行令改正の予定）

(1)改正内容

低所得者の国民健康保険料の軽減措置のうち5割軽減と2割軽減の判定所得の引き上げを行います。

被保険者等の人数に乘じる額を2割軽減は1万円引き上げ57万円に、5割軽減では5千円引き上げ31万円になります。

軽減対象世帯となる所得金額の算出方法

$\{43\text{万円} + \boxed{\text{※万円}} \times \text{被保険者等の人数}$

$+ 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)\}$  以下

※被保険者等の人数に乘じる額

	現 行	改正後	引き上げ額
2割軽減	56.0万円	57.0万円	+1.0万円
5割軽減	30.5万円	31.0万円	+0.5万円

(2)改正の影響

(R7年12月末時点の被保険者と所得状況での試算 国保世帯 39,760世帯)

影響を受ける世帯 272世帯

【内訳】

2割軽減 → 5割軽減になる世帯 91世帯

軽減対象外 → 2割軽減になる世帯 181世帯

項番1から3について、令和8年3月議会にて上程し審議予定

## 国民健康保険料モデルケース試算

(1) 医療分+後期分

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(B)	(B)-(A)	
			R7 医療 後期	限度額 66万円 26万円	改正後 医療 後期	67万円 26万円
2 人 世 帯	788万円	600万円		643,900	642,800	△ 1,100
	677万円	500万円		549,800	548,900	△ 900
	555万円	400万円		455,700	455,000	△ 700
	430万円	300万円		361,600	361,100	△ 700
	297万円	200万円		267,500	267,200	△ 500
	236万円	改正後 2割軽減 (157万円以下)		227,100	202,800	△ 24,300
	233万円	R7 2割軽減 (155万円以下)		201,200	200,900	△ 300
	170万円	改正後 5割軽減 (105万円以下)		154,100	118,000	△ 36,100
	169万円	R7 5割軽減 (104万円以下)		117,200	117,100	△ 100
	108万円	7割軽減 (43万円以下)		35,800	35,800	0

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(B)	(B)-(A)	
			R7 医療 後期	限度額 66万円 26万円	改正後 医療 後期	67万円 26万円
4 人 世 帯	788万円	600万円		723,000	721,900	△ 1,100
	677万円	500万円		628,900	628,000	△ 900
	555万円	400万円		534,800	534,100	△ 700
	430万円	300万円		440,700	440,200	△ 500
	394万円	改正後 2割軽減 (271万円以下)		413,500	373,200	△ 40,300
	388万円	R7 2割軽減 (267万円以下)		369,900	369,400	△ 500
	250万円	改正後 5割軽減 (167万円以下)		275,800	215,800	△ 60,000
	247万円	R7 5割軽減 (165万円以下)		214,200	213,900	△ 300
	108万円	7割軽減 (43万円以下)		59,600	59,600	0

(2) 医療分+後期分+介護分

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(B)	(B)-(A)	
			R7 医療 後期 介護	限度額 66万円 26万円 17万円	改正後 医療 後期 介護	67万円 26万円 17万円
2 人 世 帯	788万円	600万円		793,000	791,900	△ 1,100
	677万円	500万円		677,100	676,200	△ 900
	555万円	400万円		561,200	560,500	△ 700
	430万円	300万円		445,300	444,800	△ 500
	297万円	200万円		329,400	329,100	△ 300
	236万円	改正後 2割軽減 (157万円以下)		279,600	249,800	△ 29,800
	233万円	R7 2割軽減 (155万円以下)		247,700	247,400	△ 300
	170万円	改正後 5割軽減 (105万円以下)		189,700	145,300	△ 44,400
	169万円	R7 5割軽減 (104万円以下)		144,300	144,200	△ 100
	108万円	7割軽減 (43万円以下)		44,100	44,100	0

保険料：円

	給与収入	総所得	(A)	(B)	(B)-(A)	
			R7 医療 後期 介護	限度額 66万円 26万円 17万円	改正後 医療 後期 介護	67万円 26万円 17万円
※ 4 人 世 帯	788万円	600万円		872,100	871,000	△ 1,100
	677万円	500万円		756,200	755,300	△ 900
	555万円	400万円		640,300	639,600	△ 700
	430万円	300万円		524,400	523,900	△ 500
	394万円	改正後 2割軽減 (271万円以下)		490,900	445,000	△ 45,900
	388万円	R7 2割軽減 (267万円以下)		440,900	440,400	△ 500
	250万円	改正後 5割軽減 (167万円以下)		325,000	256,700	△ 68,300
	247万円	R7 5割軽減 (165万円以下)		254,600	254,300	△ 300
	108万円	7割軽減 (43万円以下)		67,900	67,900	0

※医療4人 介護2人

税制改正の影響を含む軽減対象基準収入額比較表  
 (医療分+後期分) (医療分+後期分+介護分) 共通

	軽減割合	令和7年度	令和8年度	前年度比較
		給与収入 (給与所得) 上限額	給与収入 (給与所得) 上限額	
2 人世帯	2割	233万円 (155万円)	236万円 (157万円)	3万円拡大
	5割	159万円 (104万円)	170万円 (105万円)	11万円拡大
	7割	98万円 (43万円)	108万円 (43万円)	10万円拡大
4 人世帯	2割	388万円 (267万円)	394万円 (271万円)	6万円拡大
	5割	247万円 (165万円)	250万円 (167万円)	3万円拡大
	7割	98万円 (43万円)	108万円 (43万円)	10万円拡大